

# 2024年12月県議会 討論

2024年12月18日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、討論を行います。

まず、知事提出議案についてですが、以下の4議案について反対の立場から意見を述べます。

**議案第13号 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例**についてです。

これは、道交法の一部を改正する法律の改正に伴い、マイナンバーカードと運転免許証を一体化するため、関係法令特定免許情報記録、いわゆる「マイナ運転免許証」にかかる手数料やカードの情報記録の更新手数料等を新設するため所要の改正を行い、来春3月24日から施行するとしています。マイナ保険証のような義務化までは強制しないとしているものの、更新手数料は、従来の運転免許証を引き上げ、マイナ運転免許証は逆に引下げ750円もの差をつけています。マイナ運転免許証に誘導する意図は明白です。しかも、マイナ運転免許証に切り替えれば人件費を抑制できるとの前提で料金が設定されているようですが、逆に発行や更新に係る事務量は膨大となり、職員には大きな負担となるうえ、システム導入は補助されてもその後の維持管理経費が後年度負担となり、利用者にも負担が及ぶことは必至です。また、こうしたデジタル機器の大量普及で電力需要が増大するとして、昨日発表された国のエネルギー基本計画では、「可能な限り原発依存度を低減する」の文言を削除し、「原発を最大限活用」と明記しました。原発の再稼働だけでなく新增設も認めるとしています。過酷事故を起こし、甚大な福島の原発事故からの復興も進まない中、再び「原発回帰」は許せません。

そもそも、「デジタル改革関連法」は、2021年の通常国会で審議され、同年5月に成立し、デジタル庁の設置をはじめ個人情報保護法制の一元化とオープンデータ化、国と地方自治体の情報システムの共通化・統一化、マイナンバー制度の利用拡大など「デジタル改革」のためのツールを設けるとし、法の成立と関連法の累次の改正によってプライバシー権の侵害、利益誘導・官民癒着の拡大、行政の住民サービスの後退、現行保険証の廃止とマイナ保険証の強要、国民への負担増と給付削減の押し付けなど重大な問題をもたらしています。

個人情報と信頼がしっかりと確保され、住民自治と団体自治という地方自治の原則が貫かれることは、デジタル化の前提です。行政データを「儲けのタネ」にする「デジタル改革」には反対であり、よって、議案第13号には反対です。

**議案第 28 号 県が行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更についてです。**

これは農林水産部の土地改良の規定で、県が行う建設事業等に対する市町村の負担の追加を求めようとするものです。県が行う建設事業に市町村負担を求めることはやめるべきです。

**追加議案第 50 号 県議会の議員の議員報酬に関する条例の一部を改正する条例、並びに追加議案第 52 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。**

去る 10 月 2 日、県人事委員会は職員の給与等を引上げる勧告を出しました。県内 50 人以上の 866 の民間事業所のうち抽出した 174 の事業所との較差分を、すべての県職員に対し月例給 2.8%、期末手当・勤勉手当 0.15 月分引き上げるとしています。今年度勧告した 2.8%の引き上げは、33 年ぶりとのこと。東日本大震災・原発事故、相次ぐ地震や災害対応など、全国平均より勤務時間が長い本県職員の給与と期末手当・勤勉手当引上げは当然です。

しかし、県職員の給与等の引上げに合わせて、県議会議員並びに知事など三役とその他の特別職の期末手当を 3.35 月分から 3.45 月分に 0.10 月分を引上げるとしていますが、県議会議員や特別職の年収と県職員の年収とでは相当の開きがあるうえ、相次ぐ物価高騰で苦しんでいる県民生活の実態からみても理解は得られません。

県議会議員と特別職等の期末手当の引上げは見送り、少なくとも据え置くべきです。よって、追加議案第 50 号、第 52 号には反対です。

次は、議員提出議案についてですが、いずれも賛成の立場から意見を述べます。

まず、**新規意見書第 60 号 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」、並びに関連する新規請願第 34 号**についてです。

地域経済の担い手として、日本経済の発展に大きく貢献してきた中小事業者の家族の働き分・自家労賃は、所得税法第 56 条により必要経費として認められていません。しかも、白色申告の場合、専従者控除はあるものの配偶者は 86 万円、配偶者以外の家族は 50 万円が限度とされています。事業主にとっては、家族の働き分が必要経費とならないため所得税が増額し、家族にとっても万が一の事故などで損害賠償の支払い対象額がこれらの金額で算定されるという不利益を被ったり、自動車ローンや住宅ローンも組めない事態が発生しています。また、これらは事業者の後継者不足にも一層拍車をかけているのです。家族の働き分を認めないのは、憲法に規定されている 13 条、14 条、24 条に反します。国連女性差別撤廃委員会からも、女性の経済的な独立を妨げている家族経営における女性の労働を認め、所得税法の見直し検討を求める勧告が出されています。

日本のジェンダーギャップ指数は、146カ国中118位と低いまま推移していますが、選択的夫婦別姓に反対しているのは今や自民党の一部だけとなり、また、同性婚についても今月14日、福岡高裁が「憲法13条の幸福追求権を侵害している」との初めての判決を出しました。

中小事業所の家族の働き分を必要経費と認め、税法上の不利益を解消することは、ジェンダー後進国である日本の政治の喫緊の課題です。

所得税法第56条の廃止を国に求める意見書第60号は可決、請願第34号は採択すべきです。

次に、**新規意見書第61号「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」**、関連する**新規請願第35号**についてです。

静岡県清水市（当時）で発生した一家4人殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた88歳の袴田巖さんが、再審裁判で今年9月26日、ようやく無罪の判決を勝ち取りました。事件発生から58年、再審請求から43年以上もの歳月を要したのです。また、福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求していた前川彰司さん（59歳）の再審も決まりましたが、事件発生から38年、再審請求から20年もかかっています。

こうした世論を受けて、今年3月に、超党派の国会議員による「冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が初めて設立されました。

袴田さんや前川さんのように、無実の人を迅速に救済するため、①再審に際し捜査で集めた検察官が有する証拠を全面開示する、②再審決定に対する検察の不服申し立て（上訴）に制限を加える、③再審請求における審理方法の規定がないため手続きを整備する、以上の要望事項で刑事訴訟法の再審規定法（再審法）の改正を求める意見書第61号は可決、請願第35号は採択すべきです。

**新規意見書第62号「消費税5%への減税、インボイス制度の廃止を求める意見書」**、関連する**新規請願第36号**についてです。

物価高騰が相次ぐ中、消費税10%の税負担はあまりにも重く、売り上げ1000万円以下の免税業者に新たに消費税負担を求めるインボイス制度が昨年10月に導入されてから1年が経過しましたが、県民生活と県内の中小業者はますます厳しさを増し、今年の県内倒産は100件を超えるなど、リーマンショック時に匹敵する深刻な事態となっています。

ところが、今回の総選挙で、自民党は組織ぐるみの犯罪であるパーティ券・裏金問題で国民の大きな批判を浴び、与党過半数割れとなる厳しい審判が下されたにもかかわらず、いま開会中の臨時国会でも、自民党は「政治とカネ」には全く反省がなく、共産党など野党が求める企業・団体献金禁止にも背を向け続けています。13.9兆円もの補正

予算を成立させましたが、補正予算の原則を破り、軍事費 8,268 億円と特定半導体企業に 1 兆円も支援することを計上したことは大問題です。しかも、財源の半分を国債の発行で賄うとしています。一方、ようやく能登半島への支援や国民向けの経済対策などが計上されましたが、内容は一時的な細切れの給付金支給にとどまり、どの政党も総選挙で公約していた大学の学費の軽減策は盛り込まれなかったばかりか、物価高騰対策に最も効果がある消費税減税には背を向けたままです。103 万円の所得税の壁を見直すことは当然ですが、所得税の減税にとどめず、学生が 100 万円以上もバイトしなければならない現状や社会保険料の新たな負担増を解消すること、その財源も含めた検討が必要です。

そもそも、生活費非課税の原則に立ち、所得の低い人ほど重い負担になっている消費税 5%減税を実施すれば、ただちに経済波及効果は期待できます。インボイス制度も当然廃止すべきです。

消費税が導入されてから 35 年、社会保障のためというより、大企業や富裕層の減税の穴埋めに使われてきたというのが実態です。すでに、世界 110 を超える国と地域が、消費税・付加価値税の減税に踏み出しています。

よって、意見書第 62 号は可決、請願第 36 号は採択すべきです。

**新規意見書第 68 号 「国民の混乱を避けるため、健康保険証廃止の『凍結』を求める意見書」と、関連する新規請願第 49 号についてです。**

今年 12 月 2 日から、健康保険証の新規発行を終了しましたが、マイナ保険証の利用率は 20% 台にすぎません。他人の情報が紐づけされていたなどマイナカードそのものに信頼がないからです。今の保険証のままで来年の有効期限が切れるまで受診でき、有効期限が切れた後も、資格確認書が申請なしで交付され、これを提示すれば医療を受けられます。一方、マイナ保険証で医療を受けるときは、加入する医療保険からの「資格情報のお知らせ」をたえず携帯し、マイナ保険証と一緒に提示しなければなりません。

いずれにしても、患者をはじめ医療機関や介護施設でも、マイナ保険証やマイナカードの取り扱いには苦慮しています。しかも、マイナ保険証は 10 年間有効としながらカードの IC チップの有効期間は 5 年です。高齢者や障がい者などが、自分でこれら複雑な手続きや管理をできるのでしょうか。受診控えや診療を中断すれば命にかかわる重大問題であり、日本の国民皆保険制度も根幹から崩すこととなります。

マイナ運転免許証でも述べましたが、複数の個人情報紐づけられたマイナンバーとマイナ保険証を強要し、これだけの混乱を招いている自公政権の責任が問われます。

よって、健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書第 68 号は可決、関連する請願第 49 号は採択すべきです。

以上述べまして、討論を終わります。

以上

